（2015.4.24現在）

# 2015春季生活闘争における非正規労働者の労働条件改善に向けた具体的な取り組みと時短に向けた取り組み内容

## １．非正規労働者への取り組み

※妥結：要求どおり、前進あり：現行より前進で妥結、前進なし：現行どおり妥結

### （１）雇用安定に関する取り組み
### ～労働契約法（18条）「期間の定めのない労働契約への転換」に関連する取り組み～

| | ■ 要求の具体的な内容 ■ | □ 回答・妥結の具体的内容 □ | ※進捗状況 |
|---|---|---|---|
| 正社員への転換ルールの明確化・導入・促進など | 短時間組合員の処遇改善 | 2016年4月より限定正社員制度の導入 | 妥結 |
| | 準社員（有期雇用）の正社員化へ向けた取り組みを強化項目として取り組んでいく。 | 2015年度の計画目標を達成し、企業としての成長が見込めると判断できた場合、正社員化を検討 | 継続協議 |
| | 正社員への転換ルールの見直し<br>（正社員登用資格試験の評価基準の見直し） | 継続協議 | 収拾 |
| | 正社員登用の基準の明確化 | 正社員登用試験受験資格の見直し<br>現行資格：勤続年数1年→半年で受けられるよう改善 | 収拾 |
| | パート社員の正社員登用 | 2～4名の正社員登用を実施 | 妥結 |
| | 非正規労働者の登用制度の公平化に向けて協議を実施。 | | 継続協議 |
| | 「恒常的な業務に就いているフルタイムまたはフルタイムに準じる職員については、パートタイム労働法や労働契約法の趣旨を踏まえ、正規職員への転換措置をはかること」を要求（474単組） | | 前進あり<br>（2単組） |
| 無期労働契約への転換促進など | 無期雇用への転換の検討 | | |
| | 契約社員の正社員登用制度のルール化 | | |
| | 改正労働契約法への対応<br>（期間の定めのない雇用契約への対応） | 平成27年4月の実施を目指す | 前進あり |
| | すでに雇用年数が3年を超え（2014年3月末で3年の雇用年数も含む）、無期契約を希望するすべての嘱託等労働者を対象に、期間の定めのない雇用への転換を申し入れる権利の付与。（7単組） | ・今春闘での実現は困難だが、実質的に無期雇用、不当な雇い止めは行わない等を言及させた。<br>・定例労使協議会を設置し、協議。<br>・すべての嘱託等労働者を対象とする要求に対して、一定の基準づくりを想定する金庫との認識のズレにより、検討委員会を設置し、全体の人事・賃金制度をあわせて協議。<br>・今春闘での実現は困難だが、1年以内を目途に協議で解決することとし、その間、不当な雇い止め等を行わないことを言及させた。（2単組） | 継続協議 |
| | | 2014年8月末までに取り扱いの詳細を確認して、制度運用を開始する（要求通り）2014年4月から実施 | 要求実現 |
| | 1年契約フルタイムパート（月給制）について期間の定めの撤廃を要求 | 現行どおり1年契約 | 前進なし |
| | 契約社員制度の廃止と希望者全員の正社員化を要求 | 正社員化ルールがあり全員は難しい、また契約社員制度廃止も現時点では難しい。 | 前進なし |

### （2）労働契約法を踏まえた均等処遇に関する取り組み

| | ■ 要求の具体的な内容 ■ | □ 回答・妥結の具体的内容 □ | 進捗状況 |
|---|---|---|---|
| 昇給ルールの明確化など | 人事制度改定 | 2015年3月から導入するクルー社員（契約社員）の制度改定における初任給改定に伴う体系調整の実施、全クルー社員（契約社員）5000円（2.89%）のベースアップの実施 | 妥結 |
| | 人事処遇制度の改定 | ・採用時間給の見直し（県別特定最低賃金を下回った金額の引き上げ）<br>・昇給率（額）の見直し<br>・職種手当の見直し（水産・食品レジ部門の増額） | 妥結 |
| | 契約社員賃金制度改定 | 賃金引き上げ4737円<br>（内訳）⇒ベア1000円・制度改定（初任給改定に伴う）3737円 | 妥結 |
| | 賃金制度変更 | パートの店責任者において、1ヶ月の労働時間が140時間を下回った場合、職責手当を按分する制度があったが、今回の交渉で廃止することで合意。 | 妥結 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昇給ルールの明確化など（つづき） | 定昇制度の改定 | 55歳まで日給90円（定昇）、55歳以上の昇給制度の延長。昇給時間給は5.63円（日給45円） | 妥結 |
| | 「実務経験、能力に基づいて報酬決定を行うこと（昇給制度の確立）」を要求(261単組) | | 前進あり（6単組） |
| | 非正規社員の処遇改善について、個別要求は行わないが、手当の見直しも含めて幅広く改善を要求。 | 非正規社員（準社員）に業務手当を支給 | 妥結 |
| | 準社員の手当見直し | 業務手当を支給 | 妥結 |
| | 賃金制度（体系・処遇水準）の見直し | 通年労使協議を通じて、労働契約法・パートタイム労働法の改正主旨にもとづき、制度体系・処遇水準について検証を行い、平成26年6月より、1.制度体系・処遇の見直しおよび販売チーフ職等への手当新設、2. 正社員への転換制度について対象範囲の拡大、3.教育・研修機会の拡充について労使間で合意 | 妥結 |
| | パートの賃金制度等、諸制度の改善・変更 | パートの賃金を含む諸制度の改善・変更を2015年10月より実施することで合意。<br>今回の30円の賃金改定も、2015年10月1日から2016年3月31日までのものとして合意 | 妥結 |
| 一時金の支給 | 一時金の支給 | パートタイマーおよび契約社員共に、特別一時手当（基準外給与）一律4,000円（年間） | 妥結 |
| | 一時金の支給 | 組合員化している労働者：時給引き上げ分の改善 | 妥結 |
| | 一時金の支給 | １人あたり夏季賞与と別に50,000円を特別業績一時金として配分 | 妥結 |
| | 賃金改定および賞与を組合員に見合った支給 | | |
| | 期間雇員組合員一時金：正社員組合員の妥結月数×0.4（年間） | 期間雇員組合員一時金：正社員組合員の妥結月数×0.4（年間） | |
| | 一時金の支給<br>①契約社員組合員<br>　人事制度に基づく評価の確認及び平均支給一時金額の確認。<br>②パートタイマー組合員<br>　一時金の要求<br>・勤続6か月未満…20,000円<br>・勤続6か月～1年未満…35,000円<br>・勤続1年以上…50,000円<br>③一般パートタイマー<br>　半期で700時間以上の労働者に対し一時金の要求。上期・下期それぞれ3,000円づつ | ①人事制度に基づき15万円支給（半期）<br>②・勤続6か月未満…19,000円（半期）<br>　・勤続6か月～1年未満…　33,000円（半期）<br>　・勤続1年以上…47,000円（半期）<br>③一般パートタイマー…2,400円（半期） | 収拾 |
| | 再雇用・パート・契約者等の一時金の支給<br>勤続0-1ヶ月…25,000円<br>勤続2ヶ月-6か月…1ヶ月ごとに25,000円を加算<br>6か月以上…175,000円 | 契約者、パート、嘱託それぞれの雇用形態に応じた一時金の支給 | 収拾 |
| | 夏季一時金夏2.5ヶ月支給 | 夏季一時金0.7ヶ月支給 | 収拾 |
| | パート社員の夏季慰労金に協力金一律追加<br>5000円／人以上 | 5000円／人を支給 | 妥結 |
| | パートタイム労働者に一時金年間3.3ヵ月を支給 | 3.3ヵ月で妥結 | 妥結 |
| | 一時金の支給 | 組合員の回答に準じて処遇 | 妥結 |
| 福利厚生全般および安全管理に関する取り組み | 交通費の支給基準の改定 | 現行月額１５０００円を正社員同様の実費支給 | 妥結 |
| | 労使協議会の設置 | 法改正に伴う適正な対応と、短時間組合員の就労環境及び福利厚生の維持、改善について、労使協議会の議題として検討 | 妥結 |
| | 時間外労働割増率改定 | 短時間組合員の時間外労働割増率を25%→30% | 妥結 |
| | 労働条件の改定 | 正社員の所定休日増に伴うパートナーへの対応について労使協議の実施を確認 | 妥結 |
| | 非正規労働者への福利厚生の拡充 | | |
| | 福利厚生全般への取り組み | 夏季一時金に4,500円加算支給（月給制の非正規労働者） | 収拾 |
| | 特別休暇の給与補償100%へ | 夏季一時金に5,000円加算支給（月給制の非正規労働者） | 収拾 |
| | 特別休暇の給与補償100%へ | 夏季一時金に4,000円加算支給（月給制の非正規労働者） | 収拾 |
| | 特別休暇の有給化 | 夏季一時金に別途5,000円を加算し支給（月給制の非正規労働者） | 収拾 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福利厚生全般および安全管理に関する取り組み（つづき） | 人事制度、一時金水準、退職金制度、共済制度 | 一時金…前年度支給基準の102%；一律16,000（夏8,000円、冬8,000円）の支給<br>人事制度…「人事処遇制度」「賃金関連制度」「福利厚生制度」の観点について平成27年度より検討を行う | 収拾 |
| | キャリアセミナーの導入（正規従業員と同要求） | 継続協議 | 収拾 |
| | 正社員と同様の時間外割増率の適用 | 継続協議 | 収拾 |
| | 定年後の再雇用者（月給制）について、退職慰労金支給制度<br>現行：0.3ヶ月　要求：0.7ヶ月（時給40円相当） | 0.1ヶ月増額し、0.4ヶ月とする | 収拾 |
| | 忌引き休暇制度の新設・改善 | パート・契約社員の忌引き休暇制度を現行の無給から有給とする | 収拾 |
| | 忌引き休暇制度の新設・改善 | パート・契約社員の忌引き休暇制度を新設（有給）する | 収拾 |
| | 忌引き休暇制度の新設・改善 | 契約社員の忌引き休暇日数を改善。パート社員の忌引き休暇を新設（無給） | 収拾 |
| | 慶弔休暇の新設、半休回数上限の撤廃 | 慶弔休暇の制度化、半休回数上限の一部見直し | 収拾 |
| | 契約社員の慶弔休暇制度の見直し、パート社員の慶弔休暇制度の新設 | 契約社員・パート社員に対し慶弔休暇を新設。なお、取得可能期間や取得手続きは社員と同様 | 収拾 |
| | パートタイム労働者の特別休暇(有給)に配偶者出産を追加。 | 配偶者出産を追加で妥結 | 妥結 |
| | 非正規従業員の福利厚生制度の充実 | 年2万円相当額のポイント付与 | 妥結 |
| | （契約社員）じん肺協定の締結 | 要求どおり | 妥結 |
| | 予防接種補助や人間ドック費用の助成 | 正社員と同等の補助・助成の実施 | 妥結 |
| 社会保険 | 「雇用保険・健康保険・厚生年金について、法定基準を最低に加入させること」を要求(197単組) | | |
| 年次有給休暇の取得促進に関する取り組み | 非常勤職員の休暇制度の改善について、順次具体化を図ること。 | 非常勤職員の休暇等については、従来より民間の状況等を考慮し、措置してきたところであり、今後ともこうした考え方を基本に必要な検討を行う。 | 継続協議 |
| | 有休の取得促進。特別休暇の賃金を正社員と同様に有休化する | 夏季一時金に5,000円加算支給（月給制の非正規労働者） | 収拾 |
| | 特別休暇の有給化 | カフェテリアプランにおける年間付与ポイント数を2015年度より正社員・月給制非正規労働者において増額する。<br>正社員現行：20,000→改善：40,000<br>月給制非正規社員：10,000→改善：20,000 | 収拾 |
| | （非正規従業員）半日有給休暇取得制限<br>2回/月　⇒　4回/月 | 要求どおり | 妥結 |
| | （契約社員）有給休暇付与日数改定<br>初年度10日⇒12日、6年目以降20日 | 要求どおり | 妥結 |

## （3）（1)・(2)以外に関する取り組み

| | ■　要求の具体的な内容　■ | □　回答・妥結の具体的内容　□ | 進捗状況 |
|---|---|---|---|
| その他 | 有休の取得促進。特別休暇の賃金を正社員と同様に有休化する | 夏季一時金に5,000円加算支給（月給制の非正規労働者） | 収拾 |
| | 特別休暇の有給化 | カフェテリアプランにおける年間付与ポイント数を2015年度より正社員・月給制非正規労働者において増額する。<br>正社員現行：20,000→改善：40,000<br>月給制非正規社員：10,000→改善：20,000 | 収拾 |
| | （非正規従業員）半日有給休暇取得制限<br>2回/月　⇒　4回/月 | 要求どおり | 妥結 |
| | （契約社員）有給休暇付与日数改定<br>初年度10日⇒12日、6年目以降20日 | 要求どおり | 妥結 |
| | 協定最低賃金（時間給）の引上げ | 協定上の最低賃金の引き上げ | 妥結 |
| | パートタイム労働者の賃金についても組合員に見合った引き上げを要求 | 要求通り | 妥結 |
| | 産業別最低賃金（18歳見合い）の適用 | 18歳のみ100円の引き上げ | 妥結 |
| | 産別最賃（18歳見合い）の適用 | 6,000円の引き上げ要求に対し1,000円の引き上げ | 妥結 |
| | 直接雇用の非正規労働者の組織化 | — | 妥結 |
| | 非正規労働者の賃金を組合員に準じて引き上げ | — | 妥結 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他（つづき） | 期間雇用・パートに対する賃金改善 | 業務の成果に応じた評価・処遇・社員登用を可能とすることを目的に現行制度の見直しを検討 | 妥結 |
| | 雇用条件の開示要求 | | |
| | 各事業所協力会社従業員の月例賃金2%に相当する業務委託料の引き上げ | | |
| | 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。あわせて、常勤職員と同等の勤務を行っている期間業務職員の給与を「均等待遇の原則」に基づき俸給表に位置づけること。 | 非常勤職員の処遇改善については、制度の適正な運用の周知を図りつつ、今後も皆様のご意見も伺いながら、関係機関とも相談しつつ検討 | 継続協議 |
| | 非常勤職員制度について、法律上明確に位置づけて、勤務条件等について常勤職員との均等待遇の原則に基づき、関係法令、規則を適用すること。 | 非常勤職員の処遇改善については、制度の適正な運用の周知を図りつつ、今後も皆様のご意見も伺いながら、関係機関とも相談しつつ検討 | 継続協議 |
| | （契約社員）年間休日2日増 | 平成27年5月末を目途に検討 | 妥結 |
| | 全従業員の最低賃金引き上げ | （地域別）現行：715円～910円　⇒　改訂：720円～925円 | 妥結 |
| | 非正規従業員の処遇も正規従業員と同等にする | | |
| | 無期雇用契約社員の処遇・労働条件に関する労使委員会の継続開催 | 要求どおり | 妥結 |
| | 契約社員の規定書（就業規則、給与協定含む）の作成 | 要求どおり | 妥結 |
| | 時間外、休日、深夜の割増率の改善 | 正社員と同等に改善 | 妥結 |

## ２．ワーク・ライフ・バランス社会の実現（時短）に関連する取り組み

**労働時間短縮につながる取り組み**
**（年次有給休暇の取得促進、残業の縮減など）、労働時間規制に関連する取り組み（インターバル規制の導入など）**

| | ■　要求の具体的な内容　■ | □　回答・妥結の具体的内容　□ | 進捗状況 |
|---|---|---|---|
| 所定労働時間短縮 | 労働時間短縮 | 1/4休暇（有給休暇3日分） | 妥結 |
| | 年間所定休日2日増 | マイチョイス休暇(計画年休:現在年2日を1日増の年3日とする) | 妥結 |
| | 労働時間短縮 | 昼勤務の労働時間短縮 | 妥結 |
| | 年間休日増 | 年間休日2日増（110日⇒112日） | 妥結 |
| | 年間休日増 | 休日1日増 | 妥結 |
| | 年間休日増 | 休日増:日勤15日⇒16日、交替17日⇒18日・積立有給休暇:上限30日⇒40日 | 妥結 |
| | 年間休日増 | 年間休日2日増(年間休日122日) | 妥結 |
| | 年間休日増 | 年間休日10日増 | 妥結 |
| | 年間休日増 | リフレッシュ休暇制度への特別休暇付与(2日間)) | 妥結 |
| | 年間休日増 | 年間休日拡大(1日8時間×3日⇒年間所定内労働時間の24時間短縮) | 妥結 |
| | 年間休日増 | 年間公休拡大（108日　→　116日） | 妥結 |
| | 年間休日増 | 労働時間短縮（公休日　年107日→年108日） | 妥結 |
| | 年間総実労働時間　2016時間　→　2008時間 | 現状どおり | 勝ち取れず |
| | 労働時間への取り組み | 労働時間短縮改善措置、次世代育成法への対応等 | 妥結 |
| | 総実労働時間の削減とワークライフバランスを考える労使協議会の開催 | 要求どおり | |
| | 年間所定内労働時間現行1815時間→1807.5時間/年間休日123日→124日（うるう年は125日） | 年間所定内労働時間現行1815時間→1807.5時間/年間休日123日→124日（うるう年は125日） | |
| | 年間で1日の計画付与 | 現行通り（年間休日1日増で対応） | 収拾 |
| | 協定休日数の増加 | 増加で妥結、日数は別途協議 | 継続協議 |
| | 年間所定労働時間の短縮 | | |
| | 年間休日増 | 平成27年5月末を目途に検討 | 妥結 |
| | 年間総労働時間の削減 | 取り組みを進める | 妥結 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| つづき | 有給休暇付与日数改定　初年度10日⇒12日、6年目以降20日 | 要求どおり | 妥結 |
| | 所定労働時間の短縮 | 4週の所定勤務6時間減 | 妥結 |
| 時間外労働削減 | 時間外労働削減 | 時間外割増率の引き上げ・時差出勤申告制の導入 | 妥結 |
| | 時間外労働削減 | サービス労働撲滅の取り組み | 妥結 |
| | 1日2時間、4週24時間、3ヵ月50時間、1年150時間を上限とした36協定の締結を要求(484単組) | | 前進あり<br>（9単組） |
| | 22時から5時までの深夜残業禁止の制度化 | 2014年度、試行的に運用してきた「深夜勤務（22時～5時）の原則禁止」を、2015年度より正式運用とする。 | 妥結 |
| | 36協定特別条項の抑制に向けた取り組み | | |
| | 時間外労働の削減 | 検討の場設置 | 妥結 |
| | 時間外労働時間の削減に向けた取り組みの推進 | 業務分担の見直しおよび社内手続きの円滑化を確認 | 前進あり |
| | ノー残業デー完全実施 | ノー残業デー完全実施 | |
| | 労働時間の導入規制（特別条項付36協定）の徹底 | 継続協議 | 収拾 |
| | 特別条項付36協定の遵守 | 継続協議 | 収拾 |
| | 特別条項付36協定の徹底（労使協議会の設立など） | 労使協議会の設立については見送り。<br>労使の労務担当者で36協定の実態・運用方法について都度確認していく事で合意 | 収拾 |
| | 36協定の徹底 | 継続協議 | 収拾 |
| | 36協定の強化、労使での時間外削減に向けた協議、朝方勤務の推進 | 継続協議 | 収拾 |
| | 36協定について管理監督者への教育 | 管理者教育を実施することで妥結 | 妥結 |
| | 中小企業の60時間越えの時間外割増賃金増額(+50%) | 見送り | 妥結 |
| | 1ヵ月40時間以上の時間外労働が年間で3回発生した該当者に対し、労使で今後の改善・対策を協議する場を設けるように要求 | | 継続協議 |
| | 36協定遵守のとりくみ推進 | | 継続協議(1単組)<br>妥結(1単組) |
| | ノー残業デー設定 | | |
| | 時間外労働の削減 | 取り組みを進める | 妥結 |
| | 36協定遵守に向けた労使協定の確認 | 労使合同委員会を毎月実施し、労働時間および残業・休日労働の管理を明確化 | 前進あり |
| 有給休暇取得促進 | 時間単位の有給休暇 | 時間単位での有給休暇取得 | 継続協議 |
| | 労働時間短縮 | 年間休日1日増、有休消化奨励日の設定年間3日 | 妥結 |
| | 労働時間短縮 | 労働協約に基づき2015年9月以降に所定内労働時間短縮 | 妥結 |
| | 時間単位の有給休暇 | 時間単位有給休暇制度の導入 | 妥結 |
| | 有給休暇取得促進 | アニバーサリー休暇取得100% | 妥結 |
| | 有給休暇取得促進 | 年次有給休暇の計画的付与制度の導入・10日以上の取得 | 妥結 |
| | 年休取得低調者への取得促進 | 定期的に年休取得低調者をリストアップし、職場と連携して取得率向上に取り組む | 妥結 |
| | 有給休暇取得推進（有給休暇の計画的付与） | | |
| | 年間取得5日未満を無くし計画的取得を進めルールの設定 | | |
| | 夏季期間における有給休暇の計画付与の完全実施 | | |
| | 有給休暇の計画取得等、利用しやすい環境の整備 | | |
| | 年次有給休暇取得日数5日の義務化 | | |
| | 年次有給休暇の取得促進にむけて、取得状況把握・分析 | 有給消化状況について、定期的に調査を行い、対象個人や部署の原因を分析・把握し、労使で共有 | |
| | 有給休暇の計画的付与（2日/年）<br>失効年休制度の改案（有給消化後→有給残日数10日未満） | 有給休暇の計画的付与<br>失効年休制度積立日数30日→50日に変更 | |
| | 年次有給休暇取得率の向上（5日以下のものの削減） | 年次有給休暇取得率の向上（5日以下のものの削減） | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有給休暇取得促進（つづき） | 常昼勤および交替勤の2勤においても、半日年休の取得可能 | 常昼勤および交替勤の2勤においても、半日年休→「2勤者の16:00～20:15の間で半日単位取得を認める。」 | |
| | 計画年休制度導入 | 計画年休制度導入　半期ごとに1日、年間2日 | |
| | 時間単位年休取得　7.25h*5日→8h*5日の40H | 時間単位年休取得　7.25h*5日→8h*5日の40H | |
| | 5年ごとの計画的年休（現行3日→5日へ） | 継続協議 | 収拾 |
| | 計画年休4日の取得率向上に向け、会社と交渉の場を持つよう要求 | 継続協議 | 収拾 |
| | 計画的年休2日増（現行4日→6日）<br>勤続年数30年　計画的年休3日取得 | ・計画的年休2日増…現行通り<br>・勤続年数30年計画的年休…継続協議 | 収拾 |
| | 計画年休の増日（現行2日→4日） | 計画年休の増日（現行2日→3日） | 収拾 |
| | ①有給休暇取得年間目標値の設定：14日（2020時間までに達成）、②メモリアル休暇2日増日（計5日、そのうち1日を連続3暦日以上の休日・休暇設定） | ①継続協議　②現行3日→4日へ | 収拾 |
| | 年次有給休暇の年6日取得を目指す。（会社側承認済み、全組合員対象） | 継続協議 | 収拾 |
| | 有給休暇取得年間目標値の設定：14.0日 | 継続協議 | 収拾 |
| | 計画年休の増日 | 継続協議 | 収拾 |
| | 連続休暇取得促進 | 継続協議 | 収拾 |
| | 計画年休、有給休暇取得強化月間など | 継続協議 | 収拾 |
| | 年休取得をしやすい環境をつくるため、職場での労使の話し合いを促進 | 時間単位の年休取得の導入を5月以降労使の委員会で検討する | 収拾 |
| | 半日有給休暇制度導入を要求 | 半日有給休暇制度新設 | 収拾 |
| | 会社と取得率向上に向けた対策を検討する | 継続協議 | 収拾 |
| | 年間3日以上の計画取得を労使で確認 | 継続協議 | 収拾 |
| | 計画年休（現行3日導入済み）の取得促進（有給休暇を含む取得率の向上に向けた協議）、取得率・取得日数等の現状の確認 | 継続協議 | 収拾 |
| | 半日有給の当日申請を承認 | 当日申請の承認 | 妥結 |
| | 半日有給の取得制限撤廃 | 取得制限を撤廃 | 妥結 |
| | 計画年休増日 | 設定日を増日することで妥結 | 妥結 |
| | 有給休暇の時期指定取得制度の労使協定化 | 時期指定有給休暇、メモリアル休暇をそれぞれ年１日設定 | 妥結 |
| | 有給休暇計画取得日１日設定 | 個人の希望する日に有給休暇を取得するよう通達し、労使で推移をみる | 前進あり |
| | 半日有給休暇取得制限の改訂 | 要求どおり | 妥結 |
| | 有給休暇取得率の向上 | 取り組みを進める | 妥結 |
| | 有給休暇所得5日　義務化 | | |
| | 時間単位有給制度の導入 | | |
| 各種休暇制度導入 | 有給休暇積立制度導入 | 有給休暇積立制度導入(40日) | 継続協議 |
| | 休暇制度の改定 | 年次有給休暇積立制度の一部変更(利用目的範囲の拡大)<br>育児短縮勤務規定の一部変更(短縮勤務期間の延長) | 妥結 |
| | 休暇制度の改定 | 育短　小1→小2、介護短時間・休業　年120日→180日 | 妥結 |
| | 時間外割増率の引き上げ（時間外125%→130%、休日135%→140%） | 現状どおり | 勝ち取れず |
| | 介護制度の強化（介護のためのフレックス制度、介護休暇の強化、時間単位有給の導入） | 要求通り妥結 | 妥結 |
| | 誕生日休暇制度の設置 | 個人の希望する日に有給休暇を取得するよう通達し、労使で推移をみる | 前進あり |
| | 特別休暇制度の新設 | 平成27年下期導入に向け検討 | 前進あり |
| インターバル休暇制度 | インターバル制度 | インターバル制度の連続勤務日数制度(10日間) | 妥結 |
| | インターバル時間の導入と深夜残業規制など新たな規制への取り組み | | 交渉中 |
| | インターバル規制の導入、連続労働日数規制 | 継続協議 | 収拾 |
| | インターバル規制の導入（8時間）、連続労働日数の設定（12日） | 継続協議 | 収拾 |
| | 労働時間短縮 | 仕事と生活の両立支援の取り組み、夜勤休暇(特別休暇)の規程の改定 | 妥結 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他 | 労働時間への取り組み | 改正次世代育成支援対策推進法と仕事と生活の両立支援:行動計画策定(労使で検証) | 妥結 |
| | WLBの実現に向けた個人面談 | WLBの実現に向けて年１回の個人面談を実施 | 妥結 |
| | フレックスタイム制度の見直し、記念日休暇・在宅勤務制度の恒久化 | 短時間勤務者のみコアタイム短縮、記念日休暇・を特別有給休暇とした。計画年休の個人指定日を2日～4日へ増加 | 妥結 |
| | 組合員一人ひとりが主体的に考えていけるように、具体的な好事例を収集し、組合員への共有を行う | 労使協力し、労働時間管理に関する強化月間実施 | |
| | ワークライフバランス、生産性向上を含めた働き方の向上に対して労使で取り組む事を確認 | ワークライフバランス、生産性向上を含めた働き方の向上に対して労使で取り組む事を確認 | 収拾 |
| | メモリアル休暇増日（計画有休休暇現行3日→5日） | 継続協議 | 収拾 |
| | メモリアル休暇、連続休暇取得の促進 | メモリアル休暇…誕生日月に1日を取得推進することを労使で確認<br>連続休暇…職場の現状に沿った啓発活動を行う事を労使合意 | 収拾 |
| | 計画的年休2日の導入（条件付き） | アニバーサリー休暇（条件付き）の拡充2日→3日 | 収拾 |
| | リフレッシュ休暇2日の要求 | 現行通り | 収拾 |
| | アニバーサリー休暇、子育て休暇の導入 | 現行通り | 収拾 |
| | リフレッシュ休暇の取得促進 | リフレッシュ休暇の１日取得義務化 | 妥結 |
| | 積立有給制度の導入 | 協議中 | 協議中 |
| | アニバーサリー休暇の取得促進 | | |
| | 労働時間管理の協定化　協定・見直し | | |
| | ワークライフバランス実現に向けた労使委員会の継続開催 | 要求どおり | 妥結 |
| | 失効有給病欠積立年数改訂 | | |

## ３．高年齢者雇用安定法に関する取り組み

**高年齢者雇用安定法に関連する取り組み**
**～法が規定する内容を上回る取り組み、高齢者に適した職務・仕事、労働時間、適正な処遇の確保など～**

| | ■　要求の具体的な内容　■ | □　回答・妥結の具体的内容　□ | 進捗状況 |
|---|---|---|---|
| 高齢者雇用に関する取り組み | 定年退職者の処遇改善 | ・定年退職正社員の最終半期分賞与支給<br>・65才定年延長を含めた人事制度全般の見直しを目的とした　労使委員会の設置 | 妥結 |
| | 時間給・月額給の水準改善 | 約1%の改善が図られることとなった。 | 妥結 |
| | 時間給・月額給の水準改善 | 【時間給・月額給】<br>60歳以降も選択制定年延長制度の運用とし、賃金テーブルに沿った水準改善を実施（但し、賃金テーブルの6割とした金額で支給）。 | 妥結 |
| | 賃金改善を60歳以降者へ反映 | 賃金改善を反映 | 妥結 |
| | 定年退職後の再雇用移行時に5日間の休暇 | 再雇用開始時に5日間の休暇を付与 | 妥結 |
| | 再雇用者への福祉休暇の新設 | 5日を限度に福祉休暇として積み立てる制度を新設 | 妥結 |
| | 65歳高年齢者退職慰労金の支給 | 60歳以降者への賞与加算の制度新設 | 妥結 |
| | シニア社員への慶弔休暇新設 | 新設（シニアスタッフ社員を慶弔休暇の対象とする） | 妥結 |
| | 再雇用者への積み立て休暇の持越し | | |
| | 再雇用者への一時金支給、リフレッシュ休暇付与 | 再雇用者への一時金の支給、再雇用者へ3日間のリフレッシュ休暇 | 妥結 |
| | 再雇用者の処遇改善（指定公休等を社員と同等にする。割増率引き上げ。一時金引き上げ。） | | |
| | 定年年齢を65歳まで引き上げ | （2つあり環友産業の結果待ち） | 継続協議 |
| | 高年齢者の経験やキャリアを活かした労働の場を確保するため、ニーズに対応する労働時間や働きやすい職場の創出、やりがいや働きがいにつながる労働環境の整備にむけ共通認識を図る | やりがい働きがいに繋がる就労メニューの検討 | 前進あり |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 高齢者雇用に関する取り組み（つづき） | 正社員同等の福利厚生の待遇 | | |
| | 再雇用者の傷病休暇の新設 | | |
| | シニア社員の組合員化 | 組合員化に向けて着手 | |
| | ①55歳到達時の基本賃金10%カットを5%カットに緩和<br>②再雇用者への特別有給休暇付与 | 55歳到達時の基本賃金10%カットを5%カットに2015年6月末目標にケーススタディ（人事部）を作成し、労使協議の上、55歳の賃金のあり方について協議する | |
| | 定年再雇用者のベースアップ | 定年再雇用者のベースアップ実施（時給5円） | |
| | シニア社員　旅行補助：8000円×年2回支給 | シニア社員組合員旅行補助8000円×年2回 | |
| | 雇用と年金の接続について、当面は、2013年３月26日の閣議決定に基づき、職員の希望通りの再任用を実現するとともに生活水準を確保すること。 | 平成25年３月26日の閣議決定では、現行の再任用の仕組みにより、希望者を原則再任用するものとされている。<br>このため、職員の能力と経験を公務内で活用できるよう、業務運営や定員配置の柔軟化や60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しなどを進めていく必要があり、また、フルタイム中心の勤務を公務で実現していくためには、関連する制度と合わせて雇用と年金の接続の在り方を検討していく必要がある。 | 継続協議 |
| | 再任用職員の給与制度等については、その経済的負担、定年前職員との均衡を考慮して改善することとし、われわれと十分交渉・協議し、合意に基づき進めること。 | 平成25年３月26日の閣議決定では、現行の再任用の仕組みにより、希望者を原則再任用するものとされている。<br>このため、職員の能力と経験を公務内で活用できるよう、業務運営や定員配置の柔軟化や61歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しなどを進めていく必要があり、また、フルタイム中心の勤務を公務で実現していくためには、関連する制度と合わせて雇用と年金の接続の在り方を検討していく必要がある。 | 継続協議 |
| | 改正高齢者雇用安定法の対応<br>（働き方に見合った処遇） | 平成２８年４月の実施を目指す | 前進あり |
| | 改正高齢者雇用安定法への対応　労使確認 | | 妥結 |
| | 再雇用制度対象者の基準について協定化 | 協定化 | 妥結 |
| | 基本給2%上乗せ | 1,000円／月　増 | 妥結 |
| | 定年退職者の再雇用を希望しない方への特別餞別金の増額 | 無年金期間が2年間延びることに伴い、倍額に増額 | 妥結 |
| | 65歳まで継続再雇用の引き上げ | | |

詳細については調査のうえ、別途「事例集」を発行予定